



# 北海道におけるカーボンニュートラル実現に向けたJ-クレジット制度

経済産業省北海道経済産業局  
資源エネルギー環境部

## 1 はじめに

地球温暖化に関する情勢については、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっています。

こうした中、我が国は、2050年カーボンニュートラル目標達成に向けて、2021年4月に「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年比）を目指す」ことを目標として表明しています。

われわれ北海道経済産業局では、北海道におけるカーボンニュートラル実現に向けてJ-クレジット制度を推進しています。本稿では、J-クレジット制度と北海道における事例をご紹介します。

## 2 J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度です。国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化して2013年度にJ-クレジット制度とし、経済産業省・環境省・農林水産省が運営を行っています。削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録され、クレジット認証されます。

本制度により、中小企業・自治体等の省エネルギー・低炭素投資等を促進し、クレジットを活用することで国内での資金循環を促し、経済と環境の両立を目指します(図1)。J-クレジット制度に参加するメリットは、プロジェクト実施者(クレジット創出者<sup>\*1</sup>)においては、

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化が挙げられます。

クレジット活用者においては、

\*1 クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO<sub>2</sub>削減価値を言及できなくなります(クレジット活用者とのCO<sub>2</sub>削減価値の二重主張を回避するため)。

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）への調整後温室効果ガスの排出量報告
- ② 省エネルギー法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等
- ④ CDP\*<sup>2</sup>質問書およびRE100\*<sup>3</sup>達成のための報告（再生可能エネルギー電力由来のJ-クレジットに限る）
- ⑤ SHIFT\*<sup>4</sup>・ASSET\*<sup>5</sup>事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成が挙げられます。

J-クレジットの考え方としては、「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証するものとなります（図2）。

地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、令和3年10月22日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置付けており、併せて、カーボン・オフセットの推進を「脱炭素型ライフスタイルへの転換」として位置付けています。また、J-クレジット制度では認証量に関する目標を設定しており、同計画フォローアップ（2018年3月）において、

2030年度までの目標を645万t-CO<sub>2</sub>へ引き上げましたが、2020年度には認証量の実績が697万t-CO<sub>2</sub>と目標を上回りました。そのため、2030年度の目標についてはさらなる引き上げの検討を行い、1,500万t-CO<sub>2</sub>としました。政府としても、J-クレジット制度の活性化に向け、取り組んでいるところです。

### 3 J-クレジット制度への登録・認証

J-クレジット制度では、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定した方法論があります。現在（2023.2.18時点）、68の方法論が承認されており、さまざまな排出削減・吸収事業が対象となっています。また、参加事業者の制限はありません。J-クレジットの創出に当たっては、排出削減・吸収事業をプロジェクトとして登録する必要があり、

- ・ 一つの工場・事業所等における削減活動を一つのプロジェクトとして登録する形態（通常型）
- ・ 複数の削減活動を取りまとめ一つのプロジェクトとして登録する形態（プログラム型）があります。



図1 J-クレジット制度のしくみ

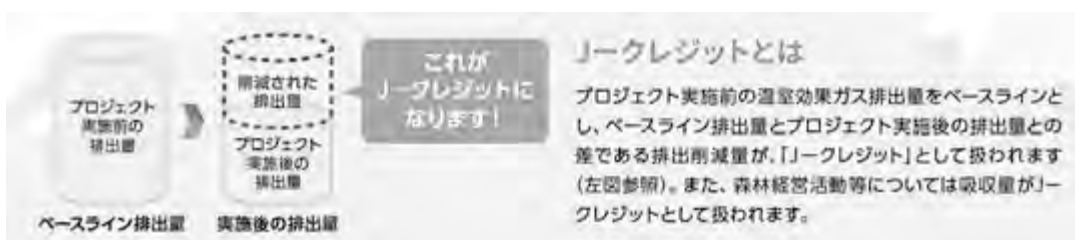


図2 J-クレジットとは

プロジェクト登録のおおまかな工程は以下の通りで、3～6ヵ月程度かかります。

- ① J-クレジット制度への参加検討
- ② プロジェクト計画書の作成
- ③ プロジェクト計画書の妥当性確認
- ④ プロジェクト登録の申請
- ⑤ プロジェクトの登録

その後、クレジット認証に向けて、データのモニタリング、収集を行います。クレジット認証のおおまかな工程は以下の通りで、1～2年程度でサイクルしていくこととなります。

- ① モニタリング報告書の作成
- ② モニタリング報告書の検証
- ③ クレジットの認証申請
- ④ クレジットの認証

なお、中小企業等においては、プロジェクトの登録・認証に当たり、プロジェクト計画書作成に関する支援や審査費用に関する支援といった手続き支援があります。

また、J-クレジット制度への参加に当たっては、下記のポイントにご留意ください。

- ・ 日本国内で実施されること
- ・ プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること
- ・ クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日、またはモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能
- ・ 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと
- ・ 追加性を有すること
- ・ 本制度で定められた方法論が適用できること
- ・ 審査機関による第三者認証を受けていること
- ・ 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了

後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）

- ・ クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなる

J-クレジット制度では、J-クレジット制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業を対象としており、原則として、投資回収年数が3年以上、またはランニングコストが上昇する事業が対象となります。

J-クレジットのプロジェクト登録件数、認証回数、認証量については、2023年1月末時点で、国内クレジット制度とJ-VER制度から移行したプロジェクトも含めた累計は、プロジェクト件数は944件、認証回数は1,012回、認証量は818万t-CO<sub>2</sub>と着実に増えています。また、方法論別では、太陽光発電、木質バイオマス、ボイラーの方法論によるクレジットの認証量が多い状況です。

#### 4 J-クレジットの活用方法

J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブ（RE100、CDP等）への報告、企業の自主的な取組み等、さまざまな用途への活用が可能です。

温対法第21条の2に基づく温室効果ガス算定排出量の報告においては、特定事業者が「調整前温室効果ガス排出量（実排出量）」に加え、「国内認証排出削減量（国内での排出削減・吸収に係るクレジット）」や「海外認証排出削減量」を控除等した「調整後温室効果ガス排出量」も報告することとなっています。ここで、「国内認証排出削減量」として、J-クレジットが活用可能です。ただし、クレジットを発行する事業者が温対法の対象者である場合、事業者自身の排出削減活動によって発行されたクレジットを移転する際には、その移転分を事業者自身の調整後温室効果ガス排出量として、クレジットの移転が行われた年度に加算して報告する必要があります。

CDPへの報告やRE100への対応においては、2017年

\* 2 CDPとは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGOです。

\* 3 RE100とは、事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賅うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブです。

\* 4 SHIFT事業とは、「脱炭素化促進計画策定支援事業」及び「設備更新補助事業」に対して補助金を交付する事業です。

\* 5 ASSET事業とは、CO<sub>2</sub>排出量の増加が著しい業務部門や、全部門に占めるCO<sub>2</sub>排出量の割合が最大の産業部門において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズムを活用することで、CO<sub>2</sub>排出量大幅削減を効率的に図る制度です。

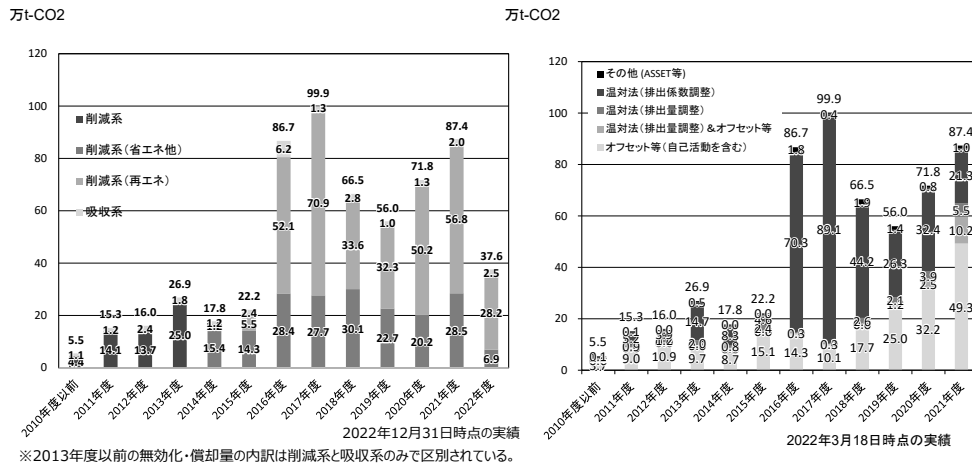


図3 クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移

4月より再生可能エネルギー（電力）由来のJ-クレジットに「MWh表示」を追加し、これにより、「MWh表示値」を再生可能エネルギー（電力）量として、J-クレジットが利用可能です。なお、CDP報告と同様の算定ルールに準拠するSBT\*6（Science Based Target）への活用も可能です。

J-クレジットの活用（無効化・償却量）状況は、2016年以降は温対法における排出係数を調整することが最多ですが、近年はオフセット等での活用も増加しています（図3 出典：「J-クレジット制度について（データ集）」より抜粋[https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit\\_002.pdf](https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_002.pdf)）。

### 5 北海道内の創出事例

道内におけるプロジェクト件数は2023年1月末時点で、通常型42件、プログラム型7件となっています。創出事例として通常型の占冠村の事例とプログラム型の帯広市の事例をご紹介します。

占冠村では、従来A重油で行っていた占冠村湯の沢温泉の給湯および温泉加温を、薪ボイラーに代替し、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化を図ることによりJ-クレジットを創出しています。占冠村が取り組むJ-クレジット創出・活用の循環モデルは、占冠村湯の沢温泉で創出したJ-クレジットをカーボン・オフセットシール

として地元特産品販売者に提供（販売）して、シールを地元商品に貼付し、道の駅やイベントで消費者に商品を販売したり、ふるさと納税返礼品に貼付することで、消費者自身が地球温暖化防止に貢献する仕組みとしています。地域において資金循環することで、地域活性化に繋げていく取組みとなっています。

帯広市では、市民住宅への太陽光発電システムの設置によって削減されたCO<sub>2</sub>排出量からJ-クレジットを創出しています。この売却益を「帯広市環境基金」に積み立て、環境施策財源として市民に還元する循環型の仕組みを構築しています。また、J-クレジットの一部を帯広市などが主催するイベントの運営（会場の照明等）から排出されるCO<sub>2</sub>のカーボン・オフセットにも活用しています。

### 6 終わりに

J-クレジット制度と北海道内の創出・活用事例をご紹介します。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、北海道内の自治体や企業、個人の皆様がそれぞれの取組みに励んでいただいていることと思います。ご紹介したJ-クレジット制度が、今後の皆様の活動の一助となり、J-クレジットの活用により北海道内の資金循環を生み出し経済と環境の好循環を生み出せば幸いです。

\* 6 SBTとは、パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を下回る水準（well Below 2℃）に抑え、また1.5度に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。